

訪問看護重要事項説明書

2024年1月9日現在

1. 訪問看護事業者概要

名称・法人種別	株式会社 スイトピー
代表者名	平山 松枝
所在地・連絡先	(住所) 茨城県稲敷市光葉10-8 (電話) 029-786-6119

2. 事業者の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション スイトピー
所在地・連絡先	(住所) 茨城県稲敷市柴崎7462-1 (電話) 029-786-6119
事業所番号	0862990017
管理者の氏名	潮田 明美

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数(人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1	1		1	
看護師	5	4	1	4.3	
理学療法士	11	1	10	2.3	
作業療法士	2		2	0.2	
言語聴覚士	1		1	0.1	
事務職員等	2	1	1	1.5	

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- 1) 訪問看護ステーション スイトピー（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者の特徴を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- 2) 事業の実施にあたっては、居宅支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日（祝・休日、12月29日から1月3日を除く） 午前9：00～午後5：30
----------	--

5. 営業地域

営業地域	稲敷市・河内町・美浦村・竜ヶ崎市・潮来市
------	----------------------

6. 利用料

- (1) 利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受ける者としてします。
- (2) 利用者は、訪問看護ステーション スイトピー料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。
- (3) 利用料金の支払い方法
毎月、15日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。

<現金払いの場合>

利用料は、1カ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。
訪問時に請求し、領収書を発行いたします。

※キャンセル料

キャンセル料は不要です。前日までにご連絡をいただきます。

7. 緊急時の対応の方法

訪問看護の提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

ご家族緊急連絡先

氏名 _____ 続柄 (_____) 電話 _____

主治医名 _____ 電話 _____

8. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

9. 高齢者虐待防止

本事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

10. 苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション スイトピー 担当者 平山 松枝	所在地 茨城県稲敷市柴崎 7462-1 電話 029-786-6119 受付時間 9:00～17:30
稲敷市高齢福祉課 高齢福祉係	所在地 茨城県稲敷市 電話 029-892-2000 受付時間 8:30～17:00

茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室	所在地 茨城県水戸市笠原町 978-26 市町村会館 電話 029-301-1565 受付時間 8：30～17：00
--------------------------------------	---

1 1. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償 を速やかに行います。

1 2. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

1 3. 提供するサービス等の第三者評価の実施状況

実施した直近の年月日 平成 27 年 8 月 18 日
 実施した評価機関 土浦保健所地域保健推進室

1 4. その他

- (1) サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。
- (2) 原則として、担当者の選定はできません。
- (3) あらかじめ計画されたサービス曜日、時間は利用者または事業所の都合により変更または中止する場合があります。その場合、双方ともできるだけ早く連絡を入れます。
- (4) あらかじめ計画されたサービス時間は、交通事情により遅れる場合があります。
- (5) 感染予防のため、手洗い等を実施しています。訪問看護前後の手洗い場の提供にご協力をお願いします。
- (6) 利用者及びご家族からのお心遣い・訪問時の飲食などの、もてなしはご遠慮いたします。
- (7) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、措置を講じます。
- (8) 臨地実習施設として、学生の在宅療養中の患者さんに看護援助の実習をさせて頂

いております。是非看護教育の必要性をご理解の上、ご協力をお願い致します。

- (9) 理学療法士等が提供をしている訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問をさせて頂くものです。従って主治医への計画書及び報告書の内容について看護師と理学療法士等が連携して作成し、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価をいたします。

年 月 日

指定訪問看護開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

指定居宅サービス事業者

所在地

〒300-1412 茨城県稲敷市柴崎 7462-1

訪問看護ステーション スイトピー

(説明者) 氏名 _____ 管理者 潮田 明美 印

私は、本書面により、本事業者から訪問看護利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者 _____ 住所 _____

氏名 _____ 印

家族（代理人）住所 _____

氏名 _____ 印